

村議会第1回定例会 (3/9~12日)



財政調整基金積立金に
1千12万4千円を計上

▽一般会計補正予算

補正額三千七百十三万六千円を減額し、歳入歳出の予算総額を二十四億七千六百七十七万九千円にしました。

歳入の主なものは、諸収入で六百二万円、村税二百六十六万四千円などをそれぞれ増額し、県支出金二千六百四十一万二千元、地方交付税一千四百四十六万六千元などを減額しています。

歳出の主なものは、総務費の財政調整基金積立金に一千二百四十四千円などを増額し、農林水産業費で林業振興費に四百三十一万八千円、消防費の常備消防費五百七十四千円などを減額計上しています。

議会議員の報酬が減額
16年度、特例で制定

▽平成16年度の村議会議員の報酬の特例に関する条例の制定

平成十六年度の村議会議員報酬を議長が二万七千円、副議長が二万二千円、議員が二万円減額するため制定しました。この条例は、平成十六年四月一日からの施行です。

特別職の月額給料減額
16年4月から一年間

▽特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

平成十六年四月から十七年三月までの間に支給する村長及び助役(上席・次席)の給料月額、村長八万円、上席助役三万九千円、次席助役三万七千円を減額するため改正しました。この条例は、平成十六年四月一日からの施行です。

条例の一部を改正して
教育長の給与を減額

▽教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正

平成十六年度、教育長に支給する給料の月額を三万七千円減額するために改正しました。この条例は、平成十六年

四月一日からの施行です。

保育所への入所措置を
「保育の実施」に改正

▽保育所入所条例の一部を改正

児童福祉法の一部が改正され、保育所への入所措置が「保育の実施」などに改められたため、条例の一部を改正しました。この条例は、平成十六年四月一日からの施行です。

堀内児童館、普代に統合
16年4月1日から一つに

▽普代児童館設置条例の一部を改正

堀内児童館を普代児童館へ統合するため条例の一部を改正しました。この条例は、平成十六年四月一日からの施行です。

普代ダムかんがい用水
使用料の一部を改正

▽普代ダムかんがい用水使用料条例の一部を改正

普代ダムかんがい用水の使用量を改定(表1)するため改正しました。この条例は、平成十六年四月一日からの施行です。ただし、この条例の施行前に旧条例に基づいて積算された使用量については、

従前のとおりとします。

簡易水道使用料を改正
安定的に供給するため

▽普代村簡易水道事業給水条例の一部を改正

簡易水道使用料の改定は、移設の更新を計るとともに、給水の安定供給に役立てるために改正(表2)しました。この条例は、平成十六年四月一日からの施行で、平成十六

年四月分として徴収する使用料から適用します。

消防団員の費用弁償額
一部改正する条例制定

▽普代村消防団員の定数、給与、服装等に関する条例の一部を改正

村消防団員の費用弁償額を改定するため改正(表3)しました。この条例は、平成十六年四月一日からの施行です。

(表2)

種別	用途別	給水料 (1ヵ月につき)			
		基本水量	基本料金	超過水量	超過料金
専用栓	一般用	10m ³	1,600円	1m ³ につき	160円
	営業用	10m ³	2,000円	1m ³ につき	200円
	団体用	10m ³	2,000円	1m ³ につき	200円
	臨時用	1m ³	370円	-	-
共用栓一般用		10m ³	1,600円	1m ³ につき	160円

(表1)

区	分	年間使用料(円)	
畑地 かんがい用	5ha未満	5,000	
	5ha以上	9,000	
	10ha未満	13,000	
	10ha以上		
	14ha未満	17,000	
	14ha以上		
	20ha未満	21,000	
	20ha以上		
	25ha未満	25,000	
	25ha以上		
30ha未満	29,000		
30ha以上			
園芸施設 (ハウス)用	1a当たり	4,000	
	雑用水用	給水栓1基 当たり	5,000
その他	洗浄用水用	給水栓1基 当たり	30,000
	ため池 流水用	放流一戸 当たり	10,000

(表3)

(費用弁償)	
第13条 団員が水災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次により費用弁償を支給する。	
(1) 水災害の場合1日又は1回につき	2,500円
(2) 警戒の場合1日又は1回につき	2,500円
(3) 訓練の場合1日又は1回につき	2,500円
(4) 災害等の場合1日又は1回につき	2,500円
(5) 競技会出場のための訓練の場合、出場1チームにつき、小型ポンプ操法450,000円、自動車ポンプ操法525,000円を限度として、それぞれ支給するものとし、支給の額は、別に定める。	
2	【略】
3	【略】